第296回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

- 1. 開催年月日 令和5年8月17日(木) 13:30~15:40
- 2. 通知年月日 令和5年8月 3日(木)
- 3. 公示年月日 令和5年8月 3日(木)
- 4. 開催場所長崎市尾上町3番1号

県庁 3階 305会議室

5. 出 席 者(委 員)吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、 岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、 浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員

> (事務局)古原事務局長、村瀬事務局次長、丸田課長補佐、 吉川係長、原書記

(長崎県)漁業振興課

漁業調整班 本田参事、藤田主任主事、本多主任技師、 西村主任技師、鈴木主任技師

6. 議 題

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) 第2号議案 「漁業権一斉切替にかかる共同漁業、区画漁業の免許について(諮問)」 第3号議案 「区画漁業の免許申請に関する意見の聴取について(諮問)」 その他

7. 議事

(開 会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今より第296回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

(会長挨拶)

会 長

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より 報告願います。

事務局

本日は、定員15名中、全委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は第1号議案の説明のため、漁業振興課漁業調整班、本田参事、藤田主任主事、本多主任技師、西村主任技師、鈴木主任技師が出席しておりますことを報告します。

会 長

これより議事に入ります。

会 長

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、「浅川委員」と「小林委員」にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

〇 第1号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」、

〇 第2号議案

「漁業権一斉切替にかかる共同漁業、区画漁業の免許について(諮問)」

〇 第3号議案

「区画漁業の免許申請に関する意見の聴取について(諮問)」

としておりましたが、本日県知事から、第3号議案の諮問を取り下げる旨通知があっておりますので、本日の進め方について、事務局から説明願います。

事務局

会長からお話しいただきましたように、お手元にお配りしましたが、3号議案の諮問を取り下げる旨の知事からの通知があっております。

3号議案は、有明漁協管内の区画漁業権で漁協が管理する団体漁業権として樹立された漁場計画に対して、ある個人から個人免許としての申請がなされていたとのことです。

県は、漁業法の規定で「免許をしてはならない」とされる、「漁場計画の内容と異なる申請があった場合」に該当するとして、当該処分にあたり、当委員会に意見を聴く内容の諮問がなされていたところです。

これを受け当委員会としては、議案として上程するとともに、漁業法の規定に基づき、公開による当事者への意見聴取を、委員会の審議を中断して行うこととしておりました。

これに対して、申請者本人から県に対して今回の免許申請を取り下げる 旨の文書が一昨日届いたとのことで、改めて知事から諮問を取り下げる旨の 通知となったと聞いております。

したがいまして、3号議案の審議並びに公開による当事者の意見聴取は 行わないこととなり、本日ご審議いただくのは、1号議案、2号議案、その他 となります。

会 長

このことに関して、委員の皆さんからご質問等はありませんか。

吉本委員

諮問取下げの知事からの文書の 3 枚目に当事者からの申請取下げ書が付いており、「長崎県が法令違反に抵触する事実を確認した」云々とあるがこれはどういう意味ですか。これについて嚙み砕いて内容を説明してください。

漁業振興 課

申請をしてきた方がずっと主張されていることなんですが、現行の 5 名による共有の区画漁業権に関して、共有の漁業権であるため 5 名のそれぞれの同意がなければ漁業権の変更はできないということです。県としてはこれまで、今の免許している漁場が適切かつ有効に利用されていないと判断をしまして、当事者に対して是正措置を講じるよう指導してまいりました。

最終的に是正されなかったことを確認し、新たな漁場計画に、このまま 5

名の共有の個別漁業権として計画するのは無理だと判断して、今回団体漁業権として漁場計画を策定したところです。

それを違法だとの主張をしているものと考えます。

吉本委員

申請者が「違法だ、一旦取り下げる」と言っているんだよね。

漁業振興課

そうです。そういう主張です。

吉本委員

また、今後何かあるのかな。

漁業振興課

今後何かの動きがあるかもしれません。

会 長

よろしいですか。ほかに何かありませんか。

各委員

(特になし)

会 長

ほかに無いようですので議事に入ります。3号議案がなくなりましたので終了は16時を目安に進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の4ページからが第1号議案となります。県から諮問文が参っておりますので読み上げます。

(諮問文朗読)

6ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者からご説明いたします。

漁業振興 課 ○ 次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について、説明 「ひじき、もずく、わかめ、あわび、さざえ、いせえび、うに、たこ、 なまこ潜水器漁業(橘湾中央地区)」

「なまこ、うに、あわび、さざえ潜水器漁業(網場地区)」

「一重さし網漁業(西彼南部海域①)」

「いわし地びき網漁業(瀬川地区)」

「いわし地びき網漁業(西彼地区)」

「手繰第2種えびこぎ網漁業(大村湾海域)」

「手繰第3種なまこけた網漁業(大村湾東部地区)」

「小型いかつり漁業(県外)」

2そう地ひき網漁業(針尾地区)」

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

地びき網で、資料真ん中の右に「継続の許可対象としない」、「継承の許可対象としない」、一方その左側に漁船の推進機関の馬力数、総トン数の欄は「一」ハイフンとの記載になっている。使用船舶が無いとの解釈で間違いないか。

菊地委員

私からいいですか。使用船舶は提出していると思う。船外機とかでやっている。一張につき3隻ぐらいは使う。馬力数的に小さいからここに記載が無いのか、それはわからない。

漁業振興課

使用船舶の欄が空欄になっていることについてですが、ほかの許可については「定めなし」という記載で、上限が無いという意味です。通常は漁業ごと、船舶ごとに許可を取ってくださいとなっている対人、対船舶許可ですが、地びき網の場合は漁業種類ごとに許可受ける対人許可なので、先ほど言われたように数隻で操業されていますが、ここには数字を記載せず、ハイフンの表現になっています。

菊地委員

エンジンを積んでなければ操業はできないよ。県の方にも使用船舶は提出しているはず。

漁業振興課

申請書には書いていただいている。

岡部委員

「継続の有無」、「承継の有無」について、漁業調整規則第14条では漁業許可に継続性を持たせるというのが本来の趣旨であって、対象にすべきものは対象にするというもので、許可期間が終わって、自動的に上がってきたものについては、特別な理由が無い限りは継続して許可しましょう、期間内に承継が発生したものもなるべくその承継は認めていきましょうという趣旨だと思う。地びき網もそれなりの人員を抱え、それなりの漁具を使用した、他の漁業とそう遜色ない漁業だと思う。

ただし漁業調整規則第14条の中に、「使用する船舶」との言葉があるがために、この地びき網については継続、承継の対象とないとの位置づけなったものと思う。

本来であれば、特に瀬川漁協等で行われている地びき網の規模であれば、雇用もあり、しっかりした漁具を使われて操業している漁業なので、他の漁業と同じとの見方をすれば、ここでは継続、承継の対象とすべきとなるのではないか。ただし規則14条を読めば「使用する船舶」との言葉があるがために「対象としない」という言葉が当てはまっている状況と思う。

今日ここでの結論はでないと思うが、今後の検討が必要との意味で質問したところ。

菊地委員

確かに何十年もうちで実施してきているのになんで新規になるのかと県の方からきちんと説明してもらいたいと思っていた。自分が生まれる前からずっと継承してやってきていているのにとの思いだ。

事務局長

先ほど漁業振興課から話がありましたように、地びき網漁業や小型定置網は漁業調整規則の許可の対象漁業になっていますが、こういった漁業は人に対する許可となっています。ほかの小型底びき網とか固定式刺し網といった漁業は、人にも漁船にも許可を出すことになっていますが、この点の相違で整理をさせてもらっています。改正漁業法の前から、小型定置網や地びき網は人に対する許可という形でやってきています。先ほど岡部委員からあったように継続してきている許可であっても、漁業調整規則上では漁業の対象としないという整理をしたという経緯があります。令和2年に漁業調整規則を改正した時にも委員会にこのような整理をしてお諮りしているので、なかなかすぐどうこうになるとは難しいですが、本日意見をいただいたので課題として認識させていただきます。

菊地委員

よろしくお願いする。

会 長

そのほか何かありませんか。

各委員

(意見等なし)

会 長

ほかにご意見等もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

会 長

ご異議も無いようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」について、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定したしました。

続きまして、第2号議案「漁業権一斉切替にかかる共同漁業、区画漁業 の免許について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の16ページからが第2号議案となります。県から諮問 文が参っておりますので諮問文を読み上げます。

(第 2 号 議 案 諮 問 文 朗 読)

17ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から、第2号議案の説明をお願いします。

漁業振興課

- 〇資料の構成、審査表の記載項目、見方を説明。
- 〇共同漁業権79件の計画に対し79件の申請、区画漁業権303件の計画に対し299件の申請有り。
- ○今回の申請に関し、競願は無し

会 長

事務局からの説明が終了しました。

委員の皆さんから何か質問等はありませんか。

岡部委員

区画漁業権について、資料24ページの南区計第514号から517号の組合総会での議決数38は出席正組合員数38と同数となっており、議長を含んだ数字であり申請時のミスだと推測する。また、資料28ページの南区計第1040号、1041号は出席正組合員数55、議決数53と52となっており、反対する者が1名ないし2名いたこととなる。続いて最終37ページの1053号では出席正組合員数75に対して議決数71とあり反対が3あったこととなる。残りは全て出席者数から議長の1名を引いた数で賛同された形となっている。賛同できなかった者がごく一部、特別決議の要件の2/3にはいずれも十分到達しているが、この小さい反対の中に何があったのか、これを調査し、審査する時間は十分とれると思う。隠れた声が何なのか、調査して地元漁協と対話するなどの受け付け方をし、それを委員会でも説明いただいた方が私たちもしっかりと答申できると思う。要件の2/3を超えているので免許するには問題ないが、小さい部分の声を汲んでいただきたい。何か調査していて話せることがあれば教えてほしい。

漁業振興課

少数の反対意見については調査していません。ご指摘があったように特別決議の有効数は満たしていますが、確かにそういった意見も汲み取っていく必要があると考えますので、本日お答えすることはできませんが後日しっかり確認させていただきたいと思います。

会 長

ほかにありませんか。

各委員

(特になし)

会 長

それでは第2号議案「漁業権一斉切替にかかる共同漁業、区画漁業の 免許について(諮問)」の答申のとりまとめを行います。

国の技術的助言に基づき、漁業振興課から漁業権ごとに説明があり、審査していただきましたが、答申のとりまとめについては、共同漁業を有明海区、橘湾海区、西彼海区、大村湾海区ごとに分けて採決した後、区画漁業も有明海区、橘湾海区、西彼海区、大村湾海区ごとに分けて採決することとしてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、提案のとおりで答申のとりまとめを行います。

まず共同漁業について、有明海区の関係漁協は、有明海の北部に面する 諫早湾漁協から有明海の南部に面する島原半島南部漁協までです。 関係する共同漁業、

南共計第1号~18号、79号

以上19件につきましては、いずれも適格性があるとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、有明海区関係分の共同漁業権19件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 橘湾海区の関係漁協は、橘湾の東部に面する島原半島南部漁協から橘湾の西部に面する野母崎三和漁協までです。

関係する共同漁業、

南共計第19~35号、

以上17件につきましては、いずれも適格性があるとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、橘湾海区関係分の共同漁業権17件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 西彼海区の関係漁協は、長崎半島南部に位置する野母崎三和漁協から 西彼杵半島北部に位置する西海大崎漁協までです。

関係する共同漁業、南共計第36~61号、78号

以上27件につきましては、いずれも適格性があるとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、西彼海区関係分の共同漁業権27件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 大村湾海区の関係漁協は、大村湾の北西に面する瀬川漁協から大村湾の北部に面する佐世保市漁協までです。

関係する共同漁業、 南共計第62~77号 以上16件につきましては、 適格性があるとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございま せんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、大村湾海区関係分の共同漁業権16件につきましては、適格性ありとして免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、区画漁業について、答申をとりまとめます。 有明海区関係の南区計第110、111号、第500~533号、 第800~803号、第1000~1003号、第2000~2013号、 第2400~2412号、第2900~2903号、第2500~2503号、 以上79件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、有明海区関係分の区画漁業 藻類養殖業38件、くろまぐろを除く魚類小割式養殖業4件、 あこや貝を除く介類垂下式養殖業18件、介類築堤式養殖業2件、 貝類養殖業17件、計79件につきましては、いずれも適格性ありとして免

許して差し支えない旨答申することに決定いたします。

会 長 橘湾海区関係の南区計第1004~1035号、南区計第2014~2023 号、南区計第2505、2506号以上44件につきましては、いずれも適格性 ありとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、 橘湾海区関係分の区画漁業くろまぐろを除く魚類小割式養殖業 32 件 あこや目を除く介類垂下式養殖業 12件、計44件につきましては、いずれま

橋湾海区関係分の区画漁業へつまくつを除く無類が割式養殖業 32 件 あこや貝を除く介類垂下式養殖業12件、計44件につきましては、いずれも 適格性ありとして免許して差し支えない旨答申することに決定いたします。

会 長 西彼海区関係の南区計第534~536号、第1036~1050号、 第1300号、第2024~2026号、2028号、第3000~3004号、 第4000~4012号、以上41件につきましては、いずれも適格性ありとし て免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、西彼海区関係分の区画漁業、藻類養殖業 3件、くろまぐろを除く魚類小割式養殖業15件、くろまぐろ小割式養殖業 1件、あこや貝を除く介類垂下式養殖業4件、真珠養殖業5件、あこや貝垂 下式養殖業13件、計41件につきましては、いずれも適格性ありとして免許 して差し支えない旨答申することに決定いたします。

会 長 大村湾海区関係の南区計第537~539号、第1051~1064号、第1500号、第2029~2091号、第2507、2508号、第3005~3017号、第3019~3039号、第3041~3047号、第4013~4023号、以上135件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、大村湾海区関係分の区画漁業藻類養殖業 3件、くろまぐろを除く魚類小割式養殖業15件、あこや貝を除く介類垂下式 養殖業 65 件、真珠養殖業41件、あこや貝垂下式養殖業11件、計135件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨答申することに決定いたします。

以上、第2号議案「漁業権一斉切替にかかる共同漁業、区画漁業の免許について(諮問)」の共同漁業79件、区画漁業299件について、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨答申することに決定しました。

会 長

次にその他の件ですが、委員の皆さんから何かありませんか。

全委員

(特になし)

会 長

事務局から何かありませんか。

事務局

(特にありません。)

会 長

他に何もないようですので、これをもちまして第296回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会します。

<閉 会:15:40>